平成２９年（フ）第２２９号
熊本県菊池市泗水町吉富3215番地119　スライブ弐番館　201号
債務者　浦塚　裕子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８５１号
札幌市東区北41条東５丁目２番43号
債務者　鈴木　貞光
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９２９号
札幌市中央区南２条西５丁目６番地１　ロジェ札幌25―1106号
債務者　橋本　　崇
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０１７号
北海道恵庭市島松本町２丁目９番７―103号
債務者　鈴木　僚子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０３０号
札幌市東区北19条東19丁目４番23―101号
債務者　阿部　早苗
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０７８号
札幌市東区伏古８条５丁目４番38号　マルココーポ３号棟101号
債務者　兼平　健司
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１１０号
札幌市北区新川２条５丁目５番５号　ハウス２・５―201号
債務者　渡辺　英幸
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９４号
静岡県沼津市大岡1101番地の５　フォーシーズンⅠ・303
債務者　奥田真美子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２３９４号
大阪府高槻市淀の原町30番５号
債務者　齊藤　禎宜
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４２１号
大阪府東大阪市喜里川町15番６号
債務者　西田　善彦
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４４４号
大阪市都島区都島南通１丁目５番５―401号
債務者　吉村　　幸（旧姓有田）
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４８３号
大阪市東住吉区今川６丁目４番５号　ビーバーハイツ白鷺　503号、前住所大阪市東住吉区南田辺１―１―２
債務者　長谷川有起
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４８４号
大阪市東住吉区今川６丁目４番５号　ビーバーハイツ白鷺　503号、前住所大阪市東住吉区南田辺１丁目１番２号
債務者　長谷川円香
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５１１号
大阪府吹田市豊津町52番24号
債務者　砂濵　　忍
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７００号
大阪府八尾市本町４丁目２番48号　大信寺文化205号
債務者　溝田　和行
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７４１号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目８番７号
債務者　和田美和子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７５４号
大阪市住之江区御崎８丁目５番２号、前住所大阪市住之江区西加賀屋４丁目２番９号
債務者　石田　　忠
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部